

ハラスメント防止のための指針

社会医療法人 純幸会

関西メディカルケアプランセンター

1. ハラスメント防止のための基本的な考え方

(1) 目的

関西メディカルケアプランセンターは、職場及び介護現場におけるハラスメントを防止し、全職員に安全で尊厳ある労働環境を提供することを目的とする。ハラスメントの原因となり得る要因を十分に理解し、効果的な予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行う。

また、被害者支援と加害者への適切な対処を実施する。これにより、職員が安心して働く環境を確立し、質の高い介護サービスの提供に寄与することを目指す。

(2) ハラスメントの種類

①職場におけるハラスメント

(ア) パワーハラスメント

職場で行われる、以下の要素全てを満たす行為。

- ・優越的な関係を背景とした言動
- ・業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ・職場の就業環境が害されるもの

例) 物を投げつける/人格を否定するような言動を行う/

気に入らない職員に対して嫌がらせのために仕事を与えない 等

(イ) セクシュアルハラスメント

職場で行われる職員の意に反する性的な言動や行動等により、職員が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること。

例) 性的な冗談やからかい/食事への執拗な誘い/必要なく身体への接触する 等

②介護現場におけるハラスメント

(ア) モラルハラスメント

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例) 大声を発する/怒鳴る/嫌がらせをする 等

(イ) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例) 性的な冗談やからかい/必要もなく身体を触る/抱きしめる 等

(ウ) カスタマーハラスメント

利用者・家族等が職員・事業所に対して理不尽なクレームや言動等を行うこと。

例) 威圧的な言動/業務範囲を超える過剰な要求 等

③その他のハラスメント

前述以外でも、様々な方法にて不快感を与える嫌がらせ行為に対しては、いずれもハラスメント行為に該当する可能性があります。該当するかどうかの判断は慎重に行う必要があります。

2. ハラスメント防止に関する職員研修について

ハラスメント防止のための職員研修は、職員へのハラスメントの防止に関する基礎知識と適切な対応方法の普及・啓発をするとともに、ハラスメントを行ってはならないという事業所の方針を職員に周知することを目的とする。

(1) 定期的な研修の実施

すべての職員は、年に少なくとも一度はこの研修を受ける。研修は、職員の知識とスキルを更新し、ハラスメント防止に関する意識を高めるために重要である。

(3) 新規採用者への研修

新規採用される職員には、入職時に必ずハラスメント防止研修を実施する。これにより、新たな職員も事業所のハラスメント防止方針を理解し、実践する能力を身に付ける。

(4) 研修内容の記録

研修の実施内容、日程、参加者などを記録する。

3. ハラスメントが発生した場合の対応方法について

ハラスメントが発生した場合に対応するための以下の基本方針を定める。

(1) 職員の安全確保

ハラスメントが発生した際には、まず職員の安全を確保することが重要である。管理者は、状況を迅速に把握し、職員を安全な状態に保つための措置を取る。これは、安全な場所への移動や緊急時の対応が含まれる。

(2) ハラスメントの状況把握と対応指示

職員の安全が確保された後、管理者はハラスメントの具体的な状況を確認し、被害者と加害者双方への適切な対応を指示する。状況に応じて、外部の関係者との連絡や通報も行う。

(3) 迅速な対応と情報提供

ハラスメントが発生した場合、迅速な対応が求められる。関係する利用者やその家族への情報提供と説明も行い、事態の早期解決に努める。

(4) 問題の原因分析

ハラスメントの原因を請託に把握し、その根本原因を分析して明らかにすることが重要である。事実関係の確認と詳細な分析を行う。

4. ハラスメントが発生した場合の相談体制について

(1) 相談窓口の設置

ハラスメントを受けた職員は、一人で抱え込まないようにハラスメントに関する相談窓口を設置する。相談窓口の存在は全ての職員に周知していく。

窓口担当者は次の者です。

窓口担当者： 関西メディカルケアプランセンター 安田 里恵

電話番号 06-6836-1186

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはありません。

相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

5. 職員・利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載することで、いつでも職員及び利用者等が閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。